

## 「企業の森林整備活動に関する検討会」における情報公開について(案)

平成18年2月

当検討会の情報公開について、下記のとおり取り扱うこととする。

- 1 「企業の森林整備活動に関する検討会」においては、議論の透明性を確保する観点から、議事の要旨を公開する。
- 2 関係者の自由かつ公平な立場からの審議を確保する観点から、会議は非公開とし、公開する議事の要旨においては、発言者の名を伏せるものとする。  
また、会議の円滑な運営を図るために必要がある場合には、議事の要旨（又はその一部）も非公開とすることができる。
- 3 議事の要旨は、委員の了解後、農林水産省文書課閲覧窓口等において公開する。
- 4 会議資料は、会議終了後公開する。